

大田区地域コミュニティ電源確保事業補助金について

1 概要

防災市民組織は、初期消火や避難誘導、避難所運営支援など、災害のあらゆる場面で共助の要としての活躍が期待されている。

これらの活動を安全・確実に実施するためには、情報連絡体制の確立が重要であるが、震災等の大規模災害では、長期間の停電の発生も想定されており、停電時においても地域コミュニティにおける防災活動に支障が生じないように、東京都では令和2年度より、防災市民組織などが行う非常用発電機等の購入費用の1/2について助成している。大田区においても昨年度に引き続き防災市民組織等が東京都の制度を活用できるよう補助制度を構築する。

2 対象

防災市民組織及び臨海部企業連合の自主防災組織

3 対象経費

防災市民組織及び臨海部企業連合の自主防災組織が防災活動拠点において使用する以下の購入費用

- (1) 非常用発電機（可搬式とする。）
- (2) 電池（可搬式とする。蓄電池を含む。）
- (3) 充電器（携帯電話等の情報通信機器を充電するために（1）、（2）の資器材と接続するコード類を含む。）

4 補助金の額

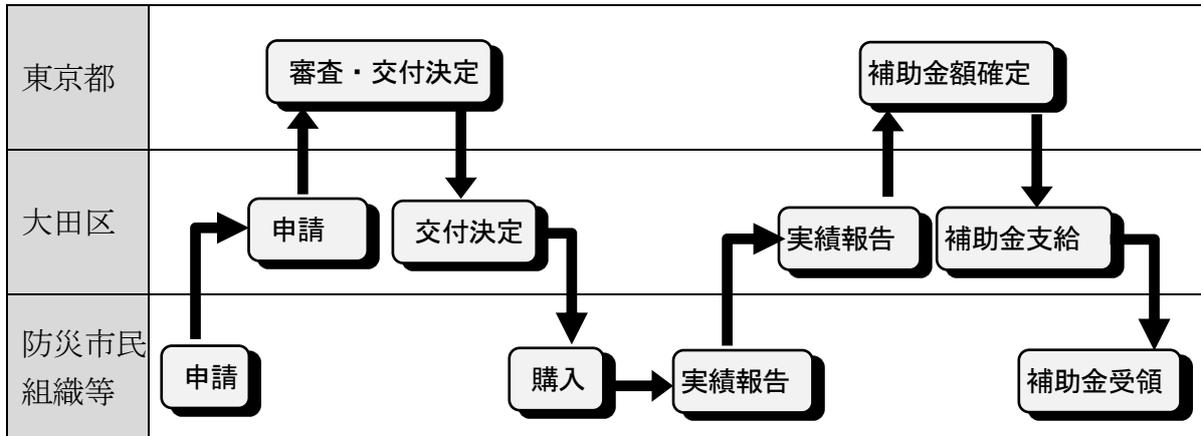
購入費用に対し1/2（60万円上限）

※令和3年度に本補助金を活用している場合は、令和3年度の補助金額と合算で60万円が上限となります。

5 周知方法

各防災市民組織及び臨海部企業連合の自主防災組織に対し、通知を発出する。

6 申請の流れ



7 その他

本事業については、第3次補正予算案の議決を得られることを条件として、必要な準備行為を行うものとする。